

令和3年度 いじめ防止基本方針

姫路市立蒔野小学校

1 本校の方針と校区の概要

「郷土に誇りを持ち、仲間と共に学び合う心豊かな蒔野っ子の育成」という教育目標を掲げ、豊かで思いやりのある心を持ち、互いに助け合う児童の育成を目指している。

そのために、学校と家庭・地域が手を携え、信頼の得られる教育の創造を図っている。

豊かな自然と人情味あふれる人々に恵まれ、子供たちは健やかに成長している。保護者や地域住民は、学校教育に大きな期待を寄せるとともに支援・協力を惜しまない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係ある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

3 いじめ問題に関する基本的な考え方

- (1) いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうるという危機意識を常にもつ。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。「いじめは絶対に許さない」という姿勢を、機会をとらえて児童に示す。
- (3) 未然防止・早期発見・早期対応に的確に取り組む。
- (4) いじめは心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童の生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。その兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。
- (5) すべての教職員がいじめの兆候を見逃さないように問題意識をもって児童の言動や表情を観察する。アンケート調査に工夫をし、いじめの積極的認知に努める。
- (6) 道徳教育や体験活動を充実させるとともに、生命と人権を尊重する教育を学校地域に浸透させる。
- (7) すべての教職員が児童理解やいじめ対応研修を積み重ねるとともに、問題発生時は一人で抱え込むのではなく、チームとして組織的に対応する。
- (8) 学校評価でも子供・保護者・教職員・地域にフィードバックし、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (9) いじめの解消においては、心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していることと認識する。苦痛を感じていないことを面談等で確認する。
- (10) インターネットを通じて行われるいじめの対応については、情報モラル教育を推進し、児童・保護者・地域への啓発を図る。

4 いじめ防止のための組織及び役割

(1) 相談指導体制の充実

いじめの兆候を確認したときには、保護者や友人関係からの情報を収集し事実関係を把握して教育委員会への報告を正確に行う。

学校サポートチーム等の関係機関とも連携して、いじめを受けている子どもの相談を真正面から受け止めるために、教職員の人権意識を高める。

(2) 日常の指導体制

—略—

(3) 緊急時の指導体制

—略—

5 教職員の指導力の向上と地域への啓発

(1) 教職員の指導力の育成とチェック体制の確立

① 研修内容及び研修体制を充実させ、子どもの表情や態度・姿勢などに気を配り、子どもの変化に敏感になるように努める。

② 児童との日頃からのふれあいを通して信頼関係を築き、いじめアンケートを活用した面談や日記の活用等工夫したきめ細かい生活実態の把握に努めると同時に、子どもは多種多様な個性を持っているという視点を持って、他の教職員と協力して対応できる体制をつくる。

③ インターネットやスマートフォン・携帯メール等を利用した誹謗・中傷など、新たな形態のいじめにも対応できる適切な指導力を高める。子どもに情報モラルを身につけさせるためにも教育活動全体の中で適切に指導する。フィルタリング等、家庭にも協力を求める。

(2) 地域や保護者への人権意識の啓発

① 「あいさつ運動」等、心のふれあいを大切にする活動を地域ぐるみで展開する。

② 校区人権学習会等を通して人権問題に関する学習情報や教材を適宜提供すると共に、学習のリーダーやボランティアの養成を図る。

③ 学校評価システムを活用して、地域ぐるみで学校教育目標の達成を目指し、信頼感や安心感を得られる学校づくりを進める。

6 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 発達段階に応じたいじめ防止のための態度育成

① 低学年

- ・善悪の判断と規範意識の基礎を形成する。
- ・自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許す等、温かい心で相手に接する態度を養う。

② 高学年

- ・公德心を持って法や決まりを守る態度を育成する。
- ・自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養する。

(2) 命の大切さを実感させる教育の推進と、お互いを思いやる集団づくり

① 命あるものとふれあう中での感動を通して、命を尊ぶ心を育む。

② いじめ側の児童の生活環境や課題などを明確にし、長期的な対応を考えていく。

(3) 外国からの転入生やALT或いは異校種間の交流を深めて、多様なものの見方や考え方を身につけさせ、他の個性を受け入れる寛容な心を育てる。

(4) 豊かな社会体験を積み重ねて、自尊感情や思いやりの心を育てる。

(5) ライフスキル教育を取り入れた学級経営を行う。

(6) 年間指導計画

－別紙3－

(7) チェックリスト

－別紙4－

7 重大事態について

○ 重大事態とは、「いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」のことであり、たとえば児童が自殺を企図した場合などをいう。また「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき、年間30日を目安にして、一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査をする。

○ 重大事態の取り扱いについては、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。また被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合には重大事態と認識して報告・調査に当たる。

8 重大事態への対処

○ いじめの疑いに関する情報

第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有。いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

○ 重大事態の発生

教育委員会に重大事態の発生を報告

① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）

③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

【学校が主体に調査をする場合】

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

・専門的知識や経験を有し、いじめ事案と直接の人間関係、利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、中立性を確保する

- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめ行為の事実関係を網羅する。客観的な事実を速やかに調査する。
 - ・それまでに調査済みでも、調査資料の再分析や新たな調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童とその保護者に情報を適切に提供
 - ・調査で明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。
 - ・個人情報に十分配慮する。
 - ・アンケートに関しては、児童や保護者に提供する旨を在校生や保護者に事前に説明する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置